

2022年1月

マイナンバーの届け出をされていない
NISA口座を開設していただいていたお客さまへ

NISA口座のみなし廃止措置に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度税制改正により、NISA口座の「みなし廃止」制度が設けられ、当金庫にNISA口座を開設されているお客さまのうち、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠を設けられており、かつ、マイナンバーの届け出をされていない方のNISA口座につきましては、2022年1月1日をもって廃止されました。

- 2021年12月末時点で非課税期間が終了する投資信託については、ロールオーバーの手続きをされなかった場合は、課税口座（一般口座または特定口座）に移管されます。
- 2018年以降にNISAを利用して新規投資等している方は、マイナンバーは届け出済みですので、引き続きNISA口座を利用することができます。

敬 具

記

【NISA口座のみなし廃止について】

NISA口座の開設時期等	2022年以降の利用・廃止
2018年以降に当金庫にNISA口座を開設された方 2017年以前に当金庫にNISA口座を開設された方で、2018年以降もNISAを利用して新規投資等している方（※1）	マイナンバーを当金庫に届け出済みですので、2022年以降も引き続きNISAを利用して新規投資できます。
2017年以前にNISA口座を開設された方で、当該NISA口座に2017年分の一般NISAの非課税投資枠が設定されており、2018年以降は一般NISA、つみたてNISAを利用していない方	2022年1月1日をもって、NISA口座は廃止されました。（※2）

※1. 新規投資等していなくても当該NISA口座に、2018年分以降の非課税投資枠が設けられている場合には、マイナンバーは届け出済みです。

※2. 詳しくは、お取引店または下記の当金庫担当窓口までお問い合わせください。

【当金庫担当窓口】

大阪シティ信用金庫 資金運用部
電話番号 06-6201-3511

以 上